

合格基準点から合格点へ

中上級者における過去問分析最終章!

17-14-ウ改1

動産売買の先取特権者は、その転売代金債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後であっても、その転売代金債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる。

17-14-ウ改1は、誤りです。

17-14-ウ改1を事例化すると、次のようになります。

- ① Xは、Yに対して商品を売渡し、Yは、Aに対して商品を転売した（以下、この転売契約に基づく売買代金債権を「転売代金債権」という）。
- ② Yは、Bに対し、Aに対する転売代金債権を譲渡し、内容証明郵便により債権譲渡の通知を行った。
- ③ Xは、Yに対する売買代金債権を回収するため、転売代金債権を差し押さえた。



17-14-ウ改1における問題点は、最判平10.1.30の示した法理が動産売買の先取特権にも及ぶかどうかです。すなわち、動産売買の先取特権者は、目的債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後においても、目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することができるのでしょうか？

この点、判例は、次のとおり判示して、動産売買の先取特権者による物上代位権の行使を認めませんでした（最判平17.2.22）。

<判例>

民法304条1項ただし書は、先取特権者が物上代位権を行使するには払渡し又は引渡しの前に差押えをすることを要する旨を規定しているところ、この規定は、抵当



※写真は2011年版です。

単に過去問を解くだけではなく、出題が予想される形に改題した問題も掲載!出題可能性の高いものをすべて網羅しています。

本問は、二重譲渡の法的構成に関する見解とその見解に対する批判に関する問題である。

民法176条は意思主義を採用し、同法177条は対抗要件主義を採用しているが、これらの関係が問題となる。

例えば、不動産が二重に譲渡され、第2譲受人が先に所有権の移転の登記をした場合には、第2譲受人が確定的に当該不動産の所有者を取得し、第1譲受人は所有権の取得を主張することができないが、その法的構成については、次の見解がある。

なお、次の見解のいずれによっても、結論に大きく影響することはないが、③公定力説だけは、第2譲受人が所有権の移転の登記をした場合は、第1の譲渡について悪意であっても背信的悪意者でない限り、確定的に所有権を取得することができるとする判例の立場と整合しないことになる。

① 法定証拠説（本問の法的構成Ⅰ）

この説は、民法177条は、登記を、裁判所が物権変動の有無ないし先後を認定するに際しての法定根拠と定めた規定と解すべきであるとする。

この説は、民法176条は裁判所によって認定された事実に適用される実体規定であり、同法177条は裁判所がどのようにして事実認定を行うかについての規定であると理解する。

② 不完全物権変動説（本問の法的構成Ⅱ）

この説は、1番目の物権変動は、登記のない限り完全な効力を生じないため、譲渡人も完全な無権利者とならないとする。

この説によると、不動産が二重に譲渡され、第1譲受人も第2譲受人も登記をしていない場合

過去問については姫野講師オリジナルレジュメにて確認していきます。